

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2の規定により、農用地利用集積等促進計画を次の通り認可した。

令和8年1月23日

いわき市長 内田 広之

1. 設定する権利

● 農地中間管理権の設定及び貸借権又は使用貸借による権利

権利を設定する土地の所在が目標地図に位置付けられている地域計画名	権利を設定する者	権利の設定を受ける者	権利を設定する土地		
赤沼	1者	1者	平下神谷字山ノ内131	ほか	1筆
末続	2者	1者	久之浜町末続字北大沢21	ほか	3筆
川前	10者	6者	川前町川前字三坂川81	ほか	22筆